

旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程（平成19年旭医大達第68号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不正行為 本学において研究に直接的及び間接的に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）が、故意に行った又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為をいう。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 不適切オーサーシップ 論文著作者が適切に公表されないこと <u>（著者としての資格を有しない者を著者として含める行為又は著者としての資格を有する者を除外するなどの行為）</u>。</p> <p>(略)</p> | <p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不正行為 本学において研究に直接的及び間接的に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）が、故意に行った又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為をいう。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 不適切オーサーシップ 論文著作者が適切に公表されないこと。</p> <p>(略)</p> |

附 則

この規程は、令和4年6月2日から施行する。

**【改正理由】**

本学の研究活動における不正行為防止のため所要の改正を行うものである。